

○ 換地業務指導等要領（昭和 62 年 11 月 2 日付け 62 構改 B 第 1167 号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照条文

（下線の部分は改正部分）

改正後	現 行（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2205 号農林水産省農村振興局長通知）
<p>2 事業主体の換地業務実施体制の整備</p> <p>(1) 市町村、土地改良区等の行う土地改良事業の事業主体（以下「単に「事業主体」という。）は、関係権利者の利害調整を図りつつ換地業務を円滑に推進するため、土地改良事業の着手前に、次に掲げる事項について検討し、換地業務の実施体制を整備するものとする。</p> <p>ア 都道府県、市町村、<u>農地中間管理機構</u>、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等との連携体制</p> <p>イ～オ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 換地業務の実施</p> <p>(1) 事業主体は、換地業務の実施に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ <u>登記簿及び農地台帳等により、常時、換地区等の土地の権利関係を把握するものとする。また、換地計画の原案の作成、一時利用地の指定（一時利用地の指定の変更を含む。）、換地計画作成（変更換地計画の作成を含む。）、代位登記及び換地処分登記に当たっては、関係する土地について別途綿密な調査を行い、より正確な権利関係の把握に努めるものとする。</u></p> <p>ク <u>権利者会議の開催に当たっては、同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が 2 人以上の者の共有に属する場合にあっては、法第 113 条の 2 第 4 項の規定によ</u></p>	<p>2 事業主体の換地業務実施体制の整備</p> <p>(1) 市町村、土地改良区等の行う土地改良事業の事業主体（以下「単に「事業主体」という。）は、関係権利者の利害調整を図りつつ換地業務を円滑に推進するため、土地改良事業の着手前に、次に掲げる事項について検討し、換地業務の実施体制を整備するものとする。</p> <p>ア 都道府県、市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等との連携体制</p> <p>イ～オ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 換地業務の実施</p> <p>(1) 事業主体は、換地業務の実施に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ 登記簿及び<u>農地基本台帳</u>等により、常時、換地区等の土地の権利関係を把握するものとする。また、換地計画の原案の作成、一時利用地の指定（一時利用地の指定の変更を含む。）、換地計画作成（変更換地計画の作成を含む。）、代位登記及び換地処分登記に当たっては、関係する土地について別途綿密な調査を行い、より正確な権利関係の把握に努めるものとする。</p> <p>（新設）</p>

る通知のあった代表者が、権利者会議の議決権を有する者となることから、事業主体は、権利者会議の開催の前までに、代表者を選任し事業主体に通知するよう促すものとする。

- (2) (略)
- (3) 事業主体は、都道府県、市町村、登記所、農地中間管理機構、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等と調整を図るとともに、関係権利者に換地業務の内容、実施状況等について説明し、その理解を得るよう努めるものとする。
- (4) (略)

6 換地業務に係る補助の取扱い

- (1) (略)
- (2) 換地費(換地業務(確定測量業務を含む。)に要する費用をいう。)と工事費等(換地費以外の費用をいう。)との調整は、次により行うものとする。
 - ア (略)
 - イ (略)
 - ウ 都道府県は、アの結果を取りまとめ、別紙様式第1号により地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に毎年度5月末までに提出するものとする。
- (3)～(7) (略)

- (2) (略)
- (3) 事業主体は、都道府県、市町村、登記所、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等と調整を図るとともに、関係権利者に換地業務の内容、実施状況等について説明し、その理解を得るよう努めるものとする。
- (4) (略)

6 換地業務に係る補助の取扱い

- (1) (略)
- (2) 換地費(換地業務(確定測量業務を含む。)に要する費用をいう。)と工事費等(換地費以外の費用をいう。)との調整は、次により行うものとする。
 - ア (略)
 - イ (略)
 - ウ 都道府県は、アの結果を取りまとめ、別紙様式第1号により地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。)の定める期日までに地方農政局長に提出し、審査を受けるものとする。
- (3)～(7) (略)